

(令和6年4月1日改訂)

## ～ 法定相続情報証明制度について～

---

# 法定相続情報証明制度について

## 制度創設の背景

- 不動産の登記名義人（所有者）が死亡した場合、所有権の移転の登記（相続登記）が必要
- 近時、相続登記が未了のまま放置されている不動産が増加し、これがいわゆる所有者不明土地問題や空き家問題の一因となっていると指摘
- 法務省において、**相続登記を促進するために**、法定相続情報証明制度を創設（平成29年5月29日運用開始）

## 制度の概要

- 相続人が登記所に対し、以下の書類をはじめとする必要書類を提出
  1. 被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍関係の書類等
  2. 上記1.の記載に基づく法定相続情報一覧図（被相続人の氏名、最後の住所、最後の本籍、生年月日及び死亡年月日並びに相続人の氏名、住所、生年月日及び続柄の情報）
- **登記官が上記の内容を確認し、認証文付きの法定相続情報一覧図の写しを交付**

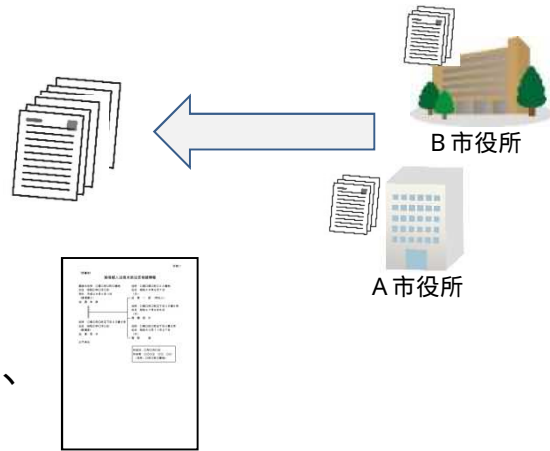
## 制度のねらい

- 本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続をはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続に利用されることで、**相続手続に係る相続人・手続の担当部署双方の負担が軽減**
- 本制度を利用する相続人に、**相続登記のメリットや放置することのデメリットを登記官が説明することなどを通じ、相続登記の必要性について意識を向上**

# 法定相続情報証明制度の手続の流れ（イメージ）

## 申出（法定相続人又は代理人）

- 1 戸除籍謄本等を収集
- 2 法定相続情報一覧図の作成  
（参考：別紙1（解説付き））
- 3 申出書を記載し、上記 -1、  
-2の書類を添付して申出



- ✓ 提出された戸除籍謄本等に記載の情報に限る（放棄や遺産分割協議は対象外）
- ✓ （数次相続発生の場合、）一人の被相続人ごとの作成

## 確認・交付（登記所）

- 1 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管
- 2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、  
戸除籍謄本等の返却  
（参考：別紙2（解説付き））

- ✓ 交付に当たり、手数料は徴収しない

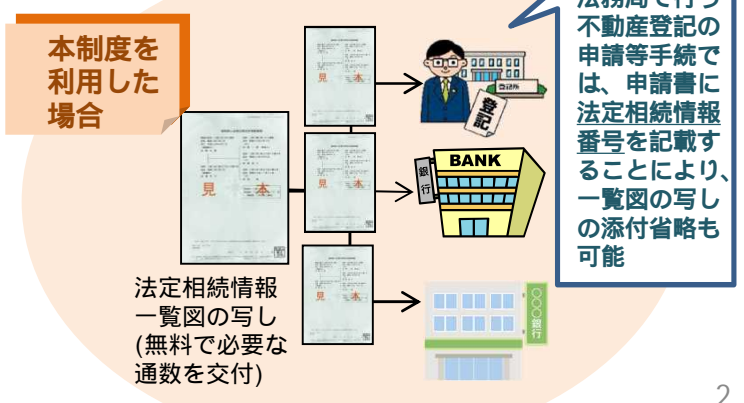
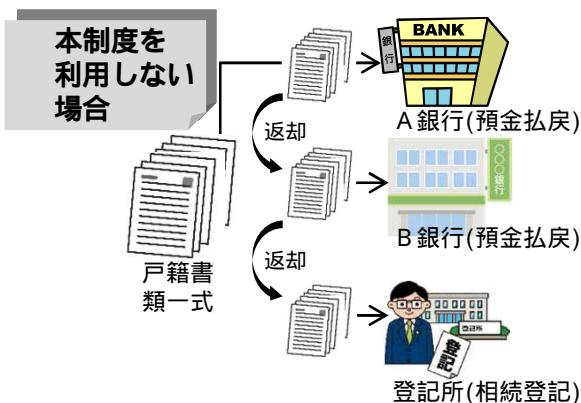


- ✓ 偽造防止措置を施した専用紙で交付

## 利用

各種の相続手続への利用（戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に）

- ✓ この制度は、戸除籍謄本等の束に代替し得るオプションを追加するものであり、戸除籍謄本等の束で相続手続を行うことを妨げるものではない。
- ✓ 放棄や遺産分割協議の書類は別途必要





## 別紙 2

(記載例)

法定相続情報番号 0000-00-00000

### 被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所 県市町番地

最後の本籍 県郡町番地

出生 昭和年月日

死亡 平成28年4月1日

(被相続人)

法務太郎

住所 県市町三丁目45番6号

出生 昭和年月日

(妻)

法務花子

以下余白

住所 県郡町34番地

出生 昭和45年6月7日

(長男)

法務一郎(申出人)

住所 県市町三丁目45

出生 昭和47年9月5日

(長女)

相続促子

住所 県市町五丁目4番8号

出生 昭和50年11月27日

(養子)

登記進

一覧図は、登記所において唯一の番号である「法定相続情報番号」により保管・管理される。法務局で行う不動産登記の申請等手続では、この番号を申請書に記載することで、一覧図の写し(証明書の原本)の添付に代えることができる。

作成日：年月日

作成者：士

(事務所：市町番地)

✓ 法定相続情報一覧図の写しは、偽造防止措置の施された専用紙で作成される。

以下のとおり、申出日を含んだ認証文、一覧図の写しの発行日、登記所名等、登記官印、注意事項が印字される。

頁番号及び総頁数が振られる。相続人が多く、法定相続情報一覧図が2枚以上にわたる場合も想定

これは、令和年月日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。

令和年月日

法務局出張所

登記官

職印

注)本書面は、提出された戸除籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては、本書面に記載されない。また、被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続以外に利用することはできない。

整理番号S00000

1/1

4

## その他

### 申出について

- 本制度は、被相続人名義の不動産がない場合（例えば、遺産が銀行預金のみの場合）でも利用することが可能
- 申出をすることができるのは、被相続人の相続人（当該相続人の地位を相続により承継した者を含む。）
- 代理人となることができるのは、法定代理人のほか、民法上の親族、資格者代理人（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士に限る。）
- 申出をすることができる登記所は、次の地を管轄する(注)登記所のいずれか
  - 被相続人の本籍地
  - 被相続人の最後の住所地
  - 申出人の住所地
  - 被相続人名義の不動産の所在地
- 申出は、郵送によることも可能

（注）不動産登記の管轄区域による。

### 法定相続情報一覧図について

- 一覧図の写しは、相続手続に必要な範囲で、複数通発行可能
- 法定相続情報一覧図の保管期間中（5年間）は、一覧図の写しを再交付することが可能。ただし、再交付を申出することができるのは、当初、一覧図の保管等申出をした申出人に限られる（他の相続人が再交付を希望する場合は、当初の申出人からの委任が必要）。
- 推定相続人の廃除があった場合に、法定相続情報一覧図には、原則、その廃除された者の記載がされない。

### その他

- 被相続人や相続人が日本国籍を有しないなど、戸除籍謄抄本を添付することができない場合は、本制度は利用できない。
- 被相続人の死亡後に子の認知があった場合や、被相続人の死亡時に胎児であった者が生まれた場合、一覧図の写しが交付された後に廃除があった場合など、被相続人の死亡時点に遡って相続人の範囲が変わるようなときは、当初の申出人は、再度、法定相続情報一覧図の保管等申出をすることができる。